

学生・短期バイトの有給・社会保険加入・ 付与判定シート

1.事前情報の収集と前提確認

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	雇入れの日、契約期間、更新の有無（更新の見込みを含む）を確認した - 補足：雇用保険の加入判定には「31日以上雇用見込み」の確認が必要となる
<input type="checkbox"/>	週の所定労働時間と1か月の所定労働日数を、雇用契約書または就業規則で確認した - 補足：社会保険・雇用保険のいずれの判定でも、実際の労働時間ではなく「所定労働時間・契約内容」が原則となる
<input type="checkbox"/>	学生かどうかを確認し、各制度の適用除外や例外に該当しないかを整理した - 補足：健康保険・厚生年金の短時間労働者要件および雇用保険では「学生でないこと」が要件に含まれる場合があるため、夜間学部・通信制、休学中、卒業見込みで卒業後も勤務継続予定などの例外を確認する

2.年次有給休暇の付与判定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	雇入れの日から6か月以上継続して勤務していることを確認した - 補足：年次有給休暇の初回発生要件にあたる
<input type="checkbox"/>	直近の算定期間において、全労働日の8割以上出勤していることを確認した - 補足：出勤率80%以上が付与の要件となる
<input type="checkbox"/>	付与の基準日を特定し、初回の付与日を確定した - 補足：入社日を基準とするか、社内で統一した基準日を使うかをあらかじめ確定しておく

3.年次有給休暇の付与日数の確定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	週の所定労働日数または年間の所定労働日数を確定し、比例付与の区分に当てはめた - 補足：週1～4日勤務の労働者などは比例付与の対象となる
<input type="checkbox"/>	勤続年数の区分（0.5年、1.5年、2.5年…）を確定し、当年度の付与日数を決定した - 補足：厚生労働省の付与日数表に基づいて確定する
<input type="checkbox"/>	前年度からの繰越分を含めた保有日数を確認した - 補足：年次有給休暇は付与日から2年で時効により消滅する

4.年次有給休暇の賃金支払い方式の確認

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	年次有給休暇を取得した日の賃金計算方式を就業規則で確認した - 補足：平均賃金方式、通常の賃金方式、標準報酬日額方式（労使協定がある場合）などがあり、採用する方式を就業規則に明記して運用する
<input type="checkbox"/>	シフト制の場合、年次有給休暇1日分に相当する所定労働時間の扱いを確認した - 補足：1日分の時間数の決め方があいまいだと、賃金計算をめぐるトラブルの原因になりやすい

5.年5日の取得義務の対象確認と運用

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	年10日以上有給休暇が付与される労働者に該当するかを判定した - 補足：該当する場合、基準日から1年以内に5日以上を取得させる義務が生じる
<input type="checkbox"/>	対象者について、取得の進捗を期中に確認できる管理方法を用意した - 補足：取得が進んでいない場合に、使用者による時季指定などの措置を検討できる状態にしておく

6.年次有給休暇管理簿の作成と保存

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	労働者ごとに、基準日・付与日数・取得した日付（時季）・取得日数を記録する管理簿を作成した
<input type="checkbox"/>	管理簿の保存期間が法令上の要件を満たしていることを確認した - 補足：保存期間は付与期間の満了後5年間（経過措置として当分の間は3年間）とされている

7.年次有給休暇の申請への対応

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	年次有給休暇の申請を一律に拒否しない運用ルールになっていることを確認した - 補足：業務の運営に支障が出る場合の調整が論点となるため、判断の手順を社内で統一しておく
<input type="checkbox"/>	時季変更権の行使を検討する場合、代替日の提案を含む調整手順を明文化した - 補足：対応が担当者ごとにばらつくと、労務トラブルにつながりやすい

8.社会保険（健康保険・厚生年金）の加入判定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	週の所定労働時間または月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上に該当するかを確認した - 補足：4分の3以上であれば、原則として社会保険の加入対象となる
<input type="checkbox"/>	4分の3未満の場合、勤務先の事業所が「特定適用事業所」に該当するか、または任意で適用拡大を行っているかを確認した - 補足：厚生年金保険の被保険者数が51人以上となる見込みの事業所は特定適用事業所に該当し、労使の合意により任意で適用拡大とする場合もある
<input type="checkbox"/>	短時間労働者としての加入要件をすべて満たすかを確認した - 基準：週の所定労働時間が20時間以上、所定内賃金が月額8.8万円以上、2か月を超える雇用見込みがあること、学生でないこと、の4つを満たす必要がある
<input type="checkbox"/>	学生に該当する場合、例外的に加入対象となるケースに当てはまらないかを確認した - 補足：卒業見込みで卒業後も継続して勤務する予定がある場合、休学中の場合、夜間学部・定時制課程に在籍している場合などは加入対象となり得る

8.社会保険（健康保険・厚生年金）の加入判定

チェック	注意事項
<input data-bbox="160 347 202 390" type="checkbox"/>	<p>契約上の週所定労働時間は20時間未満だが、実際の労働時間が週20時間以上で推移し今後も続く見込みの場合、加入の時期を判定した</p> <ul style="list-style-type: none">- 補足：2か月連続で週20時間以上の勤務実態があり、その後も同様の状態が続く見込みであれば、3か月目から加入対象となる

9.雇用保険の加入判定

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	週の所定労働時間が20時間以上かを確認した - 補足：パート・アルバイトなど雇用形態の名称にかかわらず判定する
<input type="checkbox"/>	31日以上雇用見込みがあるかを確認した - 補足：契約期間だけでなく、更新の見込みも含めて判断する
<input type="checkbox"/>	昼間学生に該当するかを確認し、適用除外に当たる場合は除外の処理を行った - 補足：昼間学生は原則として雇用保険の被保険者とならないが、一定の例外がある
<input type="checkbox"/>	学生の例外（夜間学部・通信制、休学中、卒業見込みなど）に該当する場合、確認に必要な書類を取得できるかを確認した - 補足：卒業見込証明書や休学の事実を証明する書類などの提出が求められる場合がある

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	所定労働時間、所定内賃金、学生かどうかの区分は各制度の判定の起点になるため、口頭の確認で済ませず書面で確定させる
<input type="checkbox"/>	年次有給休暇は「6か月間の継続勤務」と「出勤率8割以上」を満たせば、雇用形態にかかわらず発生する前提で管理する
<input type="checkbox"/>	年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者には年5日の取得確保が義務となるため、付与後に取得状況の管理を放置しない
<input type="checkbox"/>	年次有給休暇管理簿の保存期間は5年間（経過措置として当分の間は3年間）であるため、保存の方法をあらかじめ決めておく
<input type="checkbox"/>	社会保険の短時間労働者の加入は、「特定適用事業所であること」「週20時間以上」「月額8.8万円以上」「2か月超の雇用見込み」「学生でないこと」の要件がすべてそろった場合に対象となるため、一つの条件だけで判断しない

※2026年3月時点の情報をもとに作成しています